

(別記第1号様式)

# 郡上市特定間伐等促進計画

岐阜県 郡上市

平成25年10月

## 1 促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の推進の目標として、88,800ha（年平均11,000ha）の間伐等の実施を掲げている。

県の基本方針や当市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で14,400ha（年平均1,800ha）の間伐を行うことを、郡上市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 促進計画の推進方針

### (1) 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

① 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

・森林組合等の林業事業体に面的なまとまりをもった森林を対象とする森林経営計画の作成を働きかけ、施業を集約化し、効率化・低コスト化による生産性の向上に向けて、路網整備や機械化の推進に努めるとともに、森林組合等の林業事業体に森林施業プランナーの育成を働きかけ、森林所有者へ必要経費、収入見込額等を含んだ適切な施業提案を行える提案型施業の推進に努める。

② 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

・森林整備活動支援交付金等の活用により、森林組合等の林業事業体に施業の集約化に必要な森林の情報収集や境界の明確化を働きかけ、森林所有者等との合意形成に向けた説明会等の開催の推進に努める。

### (2) 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

① 路網の整備の推進に関すること。

・間伐等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定した林道、10tトラックの走行を想定した林業専用道、主として林業機械の走行を想定した森林作業道のそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた丈夫で簡易な路網整備の推進に努める。

② 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

・生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を推進する。推進にあたり、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用体制を整備し、低コストで効率的な作業システムの普及、定着に努めるとともに、機械作業に必要な路網等の施設

の整備に努める。

- ③ 造林・保育の低コスト化の推進に関すること。
  - ・コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努める。

### (3) 間伐材の利用の推進

- ① 間伐材の供給および利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
  - ・間伐材の利用は、資源の有効活用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能にするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成等により間伐材の利用推進に努める。
- ② 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
  - ・平成24年に（一社）郡上建設業協会、郡上森林組合、郡上農林事務所、郡上市の4者で締結した「郡上地域の森づくり協定書」に基づき、間伐材等木材生産の向上を図り、安定供給体制の構築に努める。

### (4) 人材の育成・確保等

- ① 間伐や路網作業等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
  - ・森林組合や林業事業体に緑の雇用等を活用した新規就業者の確保・育成を促し、岐阜県が主催する施業プランナー育成研修や林業労働力確保支援センターなどが開催する研修会等への積極的な参加を働きかけ、林業技術の習得と、現場に応じた高い技術力を持つ森林技術者やリーダーの育成に努める。
- ② 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
  - ・森林組合、林業事業体との連携強化を進めることにより、経営基盤の安定化を図る。また、施業の集約化等による効率化・低コスト化を図るとともに、施業の長期受委託を進め安定的な事業量の確保に努める。また、森林組合や林業事業体に岐阜県が主催する研修等への積極的な参加を働きかけ、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーやフォレストワーカー等の知識、技術、技能を備えた人材育成に努める。

## 3 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、別添区域図のとおり図示する。

注) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施すること

が適当と認められる区域を幅広く設定することとする。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域設定する。